

交通事故なら
TMGにお任せください



最近、多くの法律事務所が、弁護士に頼むのが面倒だと感じることを宣伝しています。しかし、弁護士が介入することで賠償額が増えるのは当然のことです。法律事務所では、治療の開始段階で事故やケガの状況をしっかりと把握し、必要な検査も医療機関に実施してもらい、将来の後遺障害申請に必要な資料を集めて後遺障害等級の認定を促します。そして、納得のできる賠償金を獲得し、依頼された方に「納得して良かった」と思ってもらえるよう、日々努力しています。実際の事故で言えば、ケガが回復に不安をもって日々暮らしている方が、事故から立ち上がり、日常を送るためのお手伝いができれば幸いです。



代表弁護士 吉田 浩司
弁護士 伊藤 慎吾
弁護士 山内 一輝

TMG法律事務所

〒530-0048
大阪市北区天神橋1丁目19番8号
MF南橋ビル3F 808
TEL 06-4397-4377 FAX 06-4397-4270
受付 9:30~18:30



https://www.tmg-law.jp
https://koutsugaku-higai.com



交通事故被害者をサポートする
TMG法律事務所



◎初回相談無料

◎費用は後払い

弁護士報酬は賠償金の
11% (最低保証金22万円) + 22万円

ex. Aさんの場合
(自賠責75万円、賠償金300万円)
33万円 + 22万円 = 55万円

知っていますか？ 弁護士費用特約

- 自動車保険に「弁護士費用特約」があれば、賠償交渉や裁判でかかる費用もご自身の保険会社が負担します。
- ご本人に弁護士費用特約があれば、ご家族や運転者の自動車保険でも適用される場合があります。
- 特約を利用しても、貴方の保険料は上がりません。

※保険料は1歳あたり300円程度で弁護士費用特約を利用する場合は、弁護士費用は別途負担が必要です。

詳しくは保険証券をお持ちになり、当事務所にご相談ください。

弁護士に依頼するメリット

- 1 適正な賠償を実現できる
- 2 後遺障害認定の可能性が高くなる
- 3 心理的負担が軽くなり、安心して通院できる



1. 適正な賠償

ex. 自賠責 75万円 + 自賠責 100万円 + 自賠責 100万円

保険会社提示額 **173万円**
(14歳未満認定)

損害賠償額 **374万円**

2. 後遺障害の認定

ex. 12級 (150万円) の場合

むち打ち 腰椎捻挫 (後遺なし)

後遺障害等級認定 **12級13号**



3. 心の負担を軽くします

- 治療を打ち切れないから心配
- 賠償された金額が足るのか
- 保険会社からの電話に出たくない

十分な打ち切りがないよう働きかけます
裁判基準での賠償額を算定して有利に
弁護士が対応するので治療継続はなし



④

⑤

⑥